令和6年度版

PTAのしおり

（PTA の規約）

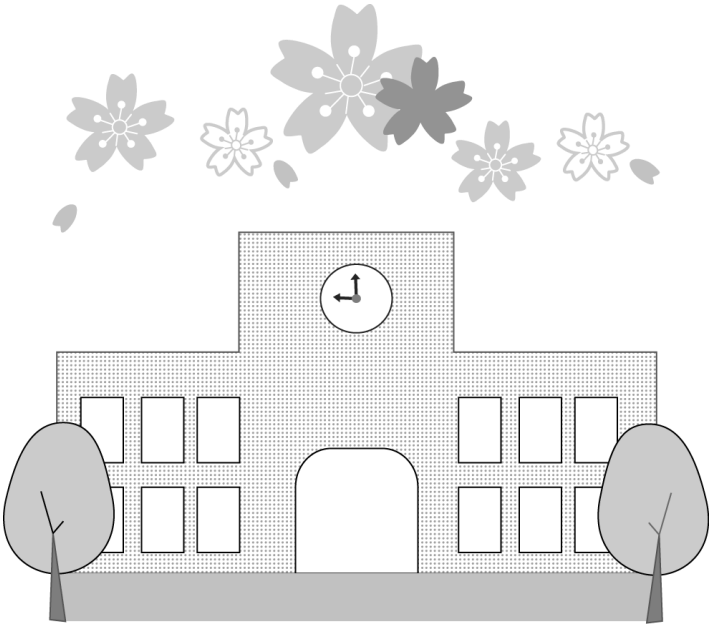

【保存版】

もくじ

ようこそ松原小学校PTAへ ・・・・・・・・・・2
組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ひとり一役 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
　委員(一般) ・・・・・・・・・・・・・・・・8
　係・会計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・9
新明解PTA用語集 ・・・・・・・・・・・・ 10
世田谷区立松原小学校PTA規約 ・・・・ 16
巻末 ： 個人情報取扱方法

ようこそ松原小学校ＰＴＡへ

保護者の皆さま、お子さまのご入学おめでとうございます。
このしおりは、新会員の皆さまの「ＰＴＡとは？」という疑問にお答えするためのものです。

PTA ってどういう意味？

Parent－Ｔeacher　Ａssociation の略で、

保護者と先生が子どもたちのために協力しあう場、という意味です。

はじめての学校生活……

どうして？
どうしよう？
ということがあったら、

その声を拾いあげるのも PTA の大切な役目です。

子どもたちのためにどんなことをしているの？

通学路の防犯パトロール、地域行事の運営協力、イベントの開催（令和４年度は新型コロナウイルス感染防止に努めながらできるイベントは再開いたしました）、ベルマーク収集、休日の校庭開放など、

松原小の子どもたち全員に関わることがいっぱいです。

他にも、講演会（オンラインを含む）、学校や地域の方々との協議会、他校のＰＴＡとの連絡など、幅広く活動しています。

できるときに、できることを

通学路の防犯パトロールなどに関してはPTA活動とは別に、本校に在籍するすべてのご家庭が順番に行います。

他に会員の皆さまには**「ひとり一役」**という方法により、ＰＴＡの活動を支えていただいております。

様々なご事情により、活動できるか不安な方もいらっしゃるかもしれませんが「できるときに、できることを」という考えのもと、会員同士助け合える様、心がけております。

平日だけでなく、土日に参加できる活動など、様々です。

活動を通じて保護者同士が交流でき、お子さまの普段の学校生活を垣間見る、とても良い機会でもあります。

松原小学校ＰＴＡの議決機関

総会　・定期総会　・臨時総会

松原小PTAの最高議決機関　（原則書面による）

代表委員会（校長・副校長・役員・各クラスの学級代表委員が出席）

会員の意見が反映する
総会につぐ議決機関

役員会

PTA役員の会議

会計監査　PTA会費が正しく使われているか監査

組織図

令和6年４月　施行

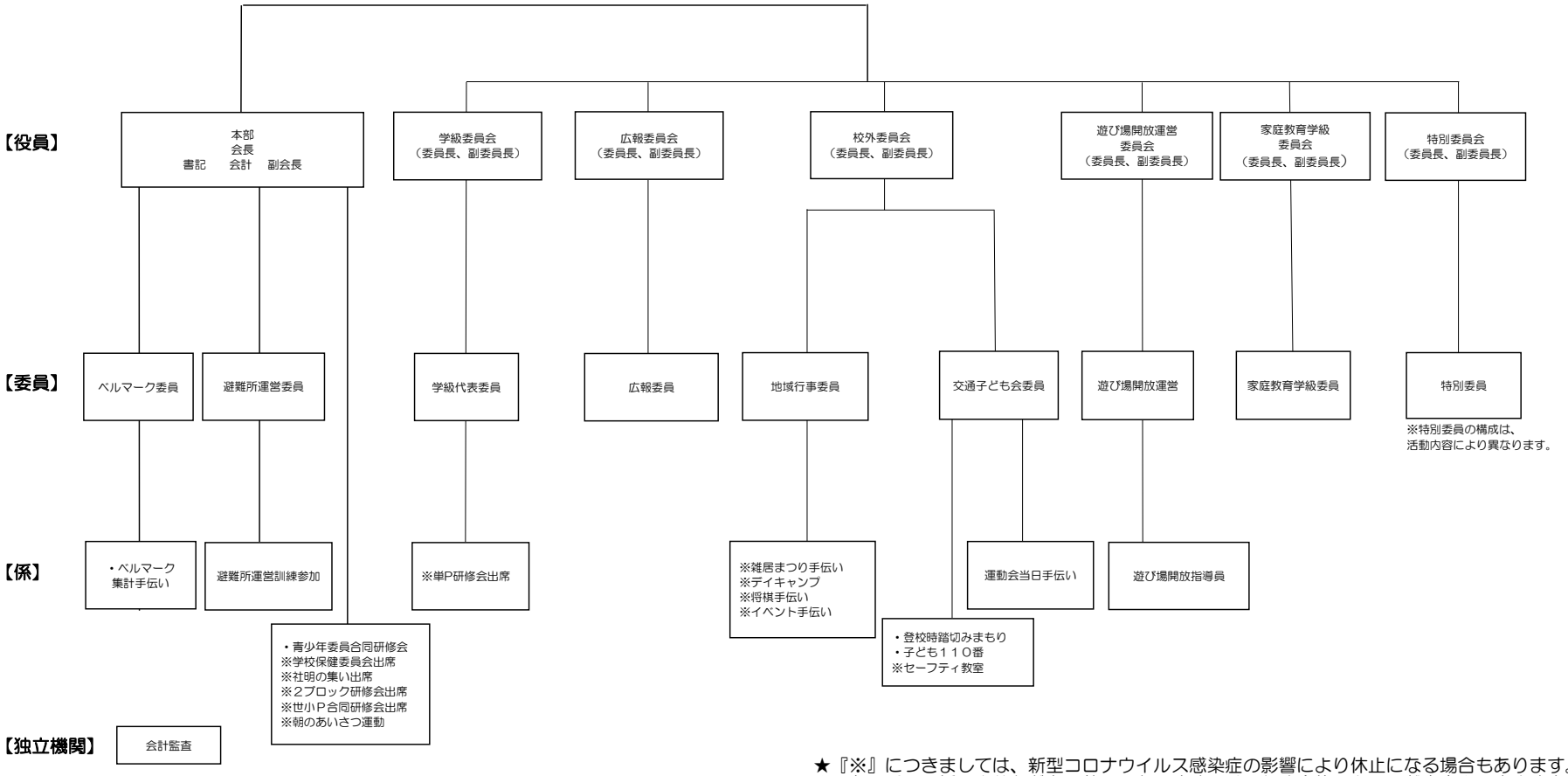

★『※』につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休止になる場合もあります。
★現在、委員・係の人数などを調整しております。そのため今後、上記記載内容より廃止や変更になる可能性がございます。

ひとり一役

松原小ＰＴＡ会員は、役員・委員・そして係の一役として、それぞれＰＴＡの活動を受け持ちます

松原小 PTA

松原小学校の PTA は、会員がそれぞれの役割をになってもらう「ひとり一役」で成り立っています。「一役」とは、皆さんご自身で自分に合った活動を選んで受け持ってもらうことです。その「一役」は３つの所属に分かれています。

・PTA 役員　　・委員　　・係　　の３つです。

※子どもが２名以上在籍している会員の場合「各家庭につき一役」を受け持ちます。

役　員　※代表委員会へ出席します。

役員とは・・・

本部役員【会長・副会長・書記・会計】と、各委員会の委員長・副委員長です。

前年度末に選出され、新学期が始まる前から次年度の第１回保護者会までが任期です。

■本部役員

松原小のＰＴＡ活動が円滑に進むよう調整をします。全体として関わる活動や避難所運営を担当し、外部との交流の窓口、学校行事への出席、手伝いなどもします。

◇会長（１名）

松原小ＰＴＡの代表者として、ＰＴＡ活動がスムーズに運営できるよう配慮し、世小Ｐやその他の団体と連絡を取り合い、対外的な活動をする。

・総会･役員会･代表委員会の召集と運営
・２ブロック連絡会･世小Ｐ理事会出席など
・他校行事への来賓としての出席

◇副会長（２名）

会長を補佐し、また代行としてＰＴＡ活動に関わる庶務的な活動をする。

・総会･役員会･代表委員会の運営補佐
・２ブロック連絡会など出席

◇書記（２名）

・ ＰＴＡ活動の記録
・ ＰＴＡだより発行
・ 本部発行の印刷物の作成
・ ＰＴＡのしおり作成

◇会計（２名）

・ＰＴＡに関わる金銭の管理・出納
・ＰＴＡ保険に関する事務処理
・予算案・決算報告の作成
・ＰＴＡ備品の管理・補充
・ベルマークの管理

★ 常任理事校、地域環境連絡協議会幹事校および２ブロックバレーボール大会会場校の年度は、各役員を増員することがあります。

■学級委員長・副委員長

子どもたちのために、先生と保護者、そして保護者同士がうまくコミュニケーションを図れるようにします。

・単Ｐ研修会の企画･運営
・次年度ＰＴＡ役員選出
・代表委員会出席

■広報委員長・副委員長

学校やPTAのこと、地域のことを広くみんなに伝えます。

・ＰＴＡ広報誌『まつばら』の企画・編集から発行（年１～２回）
・松原出張所ミニコミ紙『まつばらだより』年３回の発行の手伝い

■校外委員長・副委員長

学校、警察と協力しながら地域の中で子どもたちが安心して過ごせるようにします。学校内外及び、地域の安全に関する活動を行います。
青少年松原地区委員に任命され（４月から１年間）、子どもたちが地域との交流を深める地域行事の運営に協力します。

・交通安全に関わるイベント、安全週間のパトロール強化
・運動会受付と会場整備
・「交通安全指導者講習会」「地域環境連絡協議会」
　「全国交通安全運動推進会議」などに出席
・防犯パトロールなど、地域の安全に関する活動
・通学路点検
・青少年松原地区委員会に出席
・雑居まつり、デイキャンプなど、地域行事の運営に協力
・関係団体会議に出席

■遊び場開放運営委員長・副委員長

遊び場開放運営委員会の一員として安全な遊び場を確保するために、
区からの委託による校庭開放を実施します。

・学校と校庭開放の日程調整、
　校庭開放日はおもに日曜・祭日です。
・イベントの開催
・道具（一輪車・ボールなど）の管理・補充
・関係団体の会議に出席

■家庭教育学級委員長・副委員長

区からの委託により、子どもたちの幸せのために、学び考え合う
機会をつくります。

・年２～３回程度、講習会や講演会を企画･運営
　身近な問題（教育・環境など）やコンサートなど幅広い内容を
　とりあげています。

■特別委員

総会または代表委員会で承認されると発足する委員会です。

・代表委員会に出席し意見も出せる
・「こんなことをやってみたい」という主旨に賛同したＰＴＡ会員の
　自主的な集まり

＊新型コロナウイルス感染症等の影響により
　活動内容が変わることがございます。
　毎年、新年度に配布される活動内容をご確認ください。

委員（一般）　※次ページの係より活動回数が多いです。

各クラスでは、新学期最初の保護者会で、委員を選出します。
委員は各委員会のメンバーとして、ＰＴＡ活動に参加します。

委員の種類と活動内容

委 員	活　動　内　容	所　　属
学級代表委員	クラス内の連絡　代表委員会出席 単Ｐ研修会、及び手伝い 学校行事・給食試食会の当日手伝い　等	学級委員会
校外委員	運動会、交通安全に関わるイベントなどの手伝い　「子どもを守ろう１１０番」名簿の管理 地域行事運営の準備や当日手伝い	校外委員会
遊び場運営開放委員	あそびの宝島などのイベント準備 当日手伝い遊び場開放指導員の管理	遊び場開放運営委員会
家庭教育学級委員	講演会･講習会の企画･運営	家庭教育学級委員会
広報委員	ＰＴＡ広報誌「まつばら」発行（年1～2回） 松原出張所ミニコミ紙発行手伝い	広報委員会
ベルマーク委員	ベルマーク財団説明会出席　ベルマーク、テトラパック、インクカートリッジの集計・発送	ベルマーク委員会 ※ベルマーク委員会は、会計のもと、委員長･副委員長を置かず、委員と係で活動しています。
避難所運営委員	避難所運営の準備、当日の参加	PTA 本部

※６年生の保護者有志による卒業対策委員会があり、ＰＴＡ組織ではありませんが、
　卒業対策委員は委員と同様の扱いとされています。

係

役員、委員以外の会員は、係と呼ばれます。新学期の保護者会で、委員を選出した後に係の分担を決めていきます。その年度により、役割と人数が変わります。

・運動会当日手伝い
・地域行事当日手伝い
・遊び場イベント当日手伝い
・遊び場開放指導員（日曜・祝日の校庭開放の当番）
・研修会・講演会などの参加
・踏切みまもり
・ベルマーク集計作業　　など

※松原小 PTA 組織図（P.4）を参照してください

会計監査（2名）

本部や他の委員会から独立して、ＰＴＡ会費が正しく使われているか監査し、
会員に報告する。

＊「卒業を祝う会」を行った場合には、卒業対策委員の監査、及び年間を通じての会計監査も実施する。

ＰＴＡ用語集

あ

あそびば　　［遊び場］　＝遊び場開放運営委員会

校庭開放の指導員ローテーションや、一輪車・ボールなどの遊具の点検管理などの担当する委員会です。

あそびばいべんと　　［遊び場イベント］

遊び場開放運営委員会と、新ＢＯＰ、児童館などの共催イベント。

いいん　　［委員］

４月の保護者会で選出されます。学級代表委員はクラスの代表として活動し、校外委員・遊び場運営開放委員、家庭教育学級委員・広報委員・ベルマーク委員などがあり、各委員会のメンバーとして活動します。

いいんかい　　［委員会］

６つの委員会（学級・校外・家庭教育学級・遊び場開放運営・広報・ベルマーク）と、特別委員会があります。

＊詳しくは、本文参照。

か

がっきゅうだいひょういいん　　［学級代表委員］＝学代

クラスの親睦を図り、先生とクラスのパイプ役となる委員。
各クラス２名ずつ選出される。役員選出委員となる。

かていきょう　　［家庭教育委員会］

区からの委託により、子どもたちの健やかな成長の為の学ぶ場を企画、運営する委員会。区からの予算によって運営されており、講演会・学習会・コンサート他様々な活動をしています。

かかり　　［係］＝　一般会員

松原小ＰＴＡでは、役員、委員以外のＰＴＡ会員を一般会員を係と呼んでいます。一般会員にも係としてＰＴＡの役割分担があります。

きょういくじょうけんせいびようぼうしょ　　［教育条件整備要望書］

トイレを明るくしてほしい、先生をもっと増やしてほしい等々、学校や地域、ＰＴＡへの要望を学校ごとにまとめ、世小Ｐを通じて世田谷区教育長に提出されるもの。

こうつうあんぜんきょうしつ　　［交通安全教室］

区からの要請により、世田谷区すべての小学校で、ＰＴＡにて独自に行います。

こうていかいほう　　［校庭開放］＝遊び場開放

区からの委託で、日曜・祭日に校庭を地域の皆さまに開放しています。

＊遊び場開放運営委員会が担当しています。

ごうどうけんしゅうかい　　［合同研修会］

世小Ｐ全体で、年度の最終に行われる研修会のこと。例年２月頃開かれる。会員は誰でも参加できます。

こうめいさい　　［光明祭］

交流校である、東京都立光明学園の学園祭。

ごせんかい　　［互選会］

例年１１月から１２月にかけて、次年度のＰＴＡ役員候補者が集まって役職を決める会のことです。

さ

ざっきょまつり　　［雑居まつり］

羽根木公園で例年１０月に開催され、たくさんの出店がある大変にぎやかなおまつりです。松原小ＰＴＡでは、校外委員会が、「プレーパーク」のイベントを手伝っています。

じょうにんりじこう　　［常任理事校］

世田谷区立小学校ＰＴＡ連合協議会に加入しています小学校は、８つのブロックにわかれており、ブロック単位でＰＴＡ活動のとりまとめをする当番校を常任理事校と呼びます。ブロックの中心となり、ＰＴＡ同士の親睦を図りＰＴＡの各委員会などの情報交換の手助けをする。

ブロック研修会の開催や、ブロック内の校長・　会長会の招集、世小Ｐの常任理事会への出席などの活動がある。常任理事校の校長とＰＴＡ会長が常任理事となる。

しんぼっぷ　　［新ＢＯＰ］

放課後子どもたちが自由で安全に遊べる場所を小学校の施設を利用して提供する事業です。学童クラブの機能も併せ持っています。

ＢＯＰとは、Ｂase Ｏf Ｐlay（遊びの基地）という意味です。

せいしょうねんいいん　　［青少年委員］

教育委員会から委託任命され、各校に１人ずついます。青少年の健全育成の為に携わり人たちをお手伝いします。

せいしょうねんまつばらちくいいんかい　［青少年松原地区委員会］

世田谷区から委託された地域団体。子どもたちの安全や、地域の方々と子どもたちとの交流を図る為に活動している委員会です。

いちご栽培・デイキャンプなどの行事を主催しており、松原小ＰＴＡでは校外委員会がその運営に協力しています。

せしょうぴー　　［世小Ｐ］＝世田谷区立小学校ＰＴＡ連合協議会

世田谷区にあるＰＴＡの連合体で、現在６１校、約２万５千の会員によって組織されています。保護者の研修活動や子どもたちの教育の発展、各学校のＰＴＡ活動の支援、学校間の親睦を図ることを目的にしています。

そうかい　　［ＰＴＡ総会］

松原小ＰＴＡの最高議決機関。定期総会と（例年５月～６月）、臨時総会がある。総会では、予算、活動内容などＰＴＡの重要事項が審議決定されます。松原小学校では原則書面にて行います。

そつたい　　［卒業対策委員］

６年生の保護者有志による卒業対策委員会があり、ＰＴＡ組織ではないが、委員と同様の扱いとされています。卒業の記念品や、謝恩会の企画など。

た

だいひょういいんかい　　［代表委員会］

総会につぐ議決機関で、年４～５回程度開かれます。校長・副校長・役員・各クラスの学級代表委員が出席し、実質的にはここでＰＴＡ活動の多くが決定されます。

たんぴー　　［単Ｐ］＝単位ＰＴＡ

各学校のＰＴＡ一つ一つを、世小Ｐなどの組織ではこう呼んでいます。

たんぴーけんしゅうかい　　［単Ｐ研修会］

各校のＰＴＡごとに行う研修会。保護者・教員が学びあう場。

ちいきかんきょうれんらくきょうぎかい　　［地域環境連絡協議会］

北沢警察の方々と北沢警察署管内の校外委員、また区役所や、教育委員会等の方々が出席して、防犯や交通安全、地域の教育環境の整備などについて意見交換する会です。「ちーかん」と呼ばれています。

でいきゃんぷ　　［デイキャンプ］

青少年地区委員会の主催で例年１０月頃行われます。

＊校外委員会が担当。

とくべついいんかい　　［特別委員会］

周年行事委員会など、総会・代表委員会が必要と認めた時におかれる。

また、会員が目的をもって自主的賛同により委員として集まり、代表委員会の承認を得て発足されることもある。

例）“ＰＴＡ見直し委員会”　平成２９年１１月に活動

な

にぶろっく　　［２ブロック］

世小Ｐに加盟しています世田谷区内小学校の６１校は、地域ごとのブロックに分けられており、ブロック毎に研修会やバレーボール大会などが開催される。

＊松原小はその中の第２ブロックに属しています。

は

ぱとろーる　　［パトロール］　＝防犯パトロール

子どもたちの安全を守る為、保護者が学区内をパトロールすることです。

松原小学校に在籍する全家庭の保護者が交代で行う通年パトロールと、自主パトロールがあります。

＊校外委員会が担当しています。

ひとりひとやく　　［ひとり一役］

松原小ＰＴＡでは、皆さまに役員、委員、係のいづれかのＰＴＡ活動に関わっていただいております。これを「ひとり一役」と呼んでいます。

ぴーてぃーえーほけん　［ＰＴＡ保険］　＝ＰＴＡ総合補償制度

ＰＴＡ行事やサークル活動の際に、児童や会員に事故がおきた場合の補償制度で、松原小ＰＴＡが団体加入しています。年間保険料は一家庭２００円で、ＰＴＡ会費とともに引き落とされる。

＊連絡窓口は本部会計。

ぶろっくけんしゅうかい　　［ブロック研修会］

例年１０月か１１月頃、各ブロックの常任理事校で開催される研修会。

会員はだれでも参加できる。

ほんぶ　　［本部］＝本部役員

会長・副会長・書記・会計を松原小ではこう呼んでいます。

ＰＴＡ活動および役員のまとめ役。

ま

まつばらまちづくりセンター　　［松原まちづくりセンター］

行政窓口としての役割と共に、地域のいろいろな情報のセンターとしてまちづくりの最も身近な拠点になっており、青少年松原地区委員会の会議もここで行われる。

みんせいいいん　　［民生委員］　＝民生児童委員

地域の中の身近な相談相手として活動しています。各町内を３～４人の民生児童委員が受け持ち、お年寄りや子どもの問題の相談に応じ、適切な助言、援助を行う。

や

やくいんかい　　［役員会］

ＰＴＡ役員の会議で、必要に応じて開かれる。

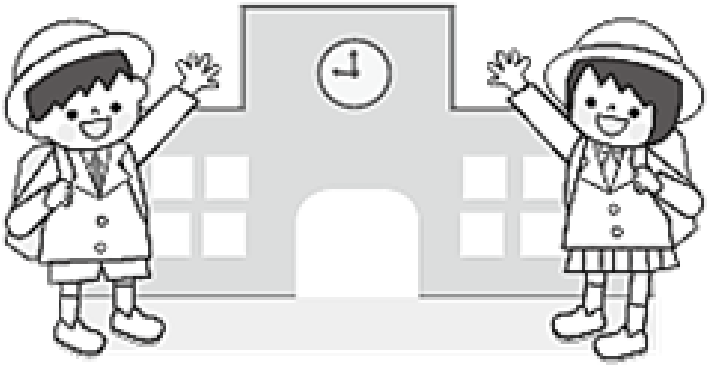

世田谷区立松原小学校ＰＴＡ規約

第1章　総　則

第　１　条　名称・事務所

本会は松原小学校ＰＴＡと称し、事務所を松原小学校内（所在地：東京都世田谷区松原 5-43-26）におく。

第　２　条　目　的

本会は保護者と教職員が協力して、憲法および教育基本法の精神にもとづき、家庭･学校･地域社会における児童の心身の健全な育成をはかることを目的とする。

第　３　条　活　動

本会は前条の目的遂行のため、次の活動をする。

１. 教育への理解を深め、その教育条件の改善・充実につとめる。

２. 家庭・学校・社会の教育的環境をよくする。

３. 社会教育の場として各自の教養を高め、会員相互の理解を深める。

第　４　条

本会は保護者と教職員により自主的・民主的に組織される団体で、学級・地域での話し合いを盛んにし、その総意により教育の向上のために活動する。

特定の政党や宗教にかたよることなく、また本会の目的に反する活動および営利的な行為はしない。

学校の管理・運営・人事には干渉しない。

第２章　会　員

第　５　条

本会の会員は本校に在籍する児童の保護者と本校の教職員（以下教員という）とし、会員は全て平等の権利と義務をもつ。

本校の校長は顧問とし、全ての集会で意見することができる。但し、一票とはならない。

第　６　条

本会の会員は会費を納めるものとする。但し特別の事情のあるものは会費を減免することができる。

第　７　条

会員の個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

第３章　役員および会計監査

第　８　条　本会の役員・会計監査は次のとおりとする。

１. 役員	会長	１名（保護者）
	副会長	３名（保護者２・教員１）
	書記	４名（保護者２・教員２）
	会計	４名（保護者２・教員２）
	各委員会	３～４名（保護者２・教員１～２）
２. 会計監査		４名（保護者２・教員２）

３. 役員の人数を前年度の役員会で決める事ができる。

第　９　条　役員・委員は会計監査を兼ねることはできない。

第　10　条　役員・会計監査の任期は次のとおりとする。

１. 会長の任期は１年とし、再選の場合は、さらに１年を限度とする。

２. 役員・会計監査の任期は１年とし、再選の場合は、さらに１年を限度とする。

３. 役員が会長に選出された場合は、再選とみなさない。

４. 補欠による役員は前任者の残任期間とする。

５. 役員は、次期役員が決定するまでその職務をとる。

第　11　条　役員・会計監査の任務は次のとおりとする。

１. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

２. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時には、その職務を代行する。

３. 書記は総会・代表委員会・役員会の議事を記録保管し、集会の通知、その他の会務をとる。

４. 会計は総会で決定した予算にもとづき、会計の一切の事務を処理する。

５.会計監査は会計を監査し、総会に報告する。また必要に応じていつでも監査をすることができる。
６.各委員会の正・副委員長は、委員会活動の会務をとる。

第４章　　役員・会計監査の選出

第　12　条　本会の役員の選出は全会員の参加する直接選挙によって行われるものとし、その方法および会計監査の選出については別に定める細則による。

第５章　　運営組織

第　13　条　総　会

１.総会は全会員により構成される本会最高の議決機関であり、会長がこれを招集する。
２.総会は定期総会ならびに臨時総会とする。
３.定期総会は年１回とする。
４.総会は前年度事業報告および決算報告の承認、新年度予算の承認、その他重要事項を審議決定する。
５.臨時総会は代表委員会または全会員の１／８以上の要請により、会長がこれを招集する。
６.総会は全会員の１／５以上（委任状を含む）の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。

第　14　条　代表委員会

１.代表委員会は総会につぐ議決機関であり、会長がこれを招集し、総会提出議案の作成、役員会より提案議題、その他の必要事項を審議決定する。
２.代表委員会は役員および学級代表により構成される。
３.代表委員会は全代表委員の２／３以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。
４.新年度役員・会計監査の承認をする。

第　15　条　役員会

役員会は会務の執行機関であり、会長がこれを招集し、一般の運営事務のほか、 総会、代表委員会より付託された事項および渉外関係を処理する。

第　16　条　学級委員会

１.学級代表委員は学級担任と協力して学級の運営にあたる。
２.学級代表委員は学級の代表として代表委員会に出席する。

第　17　条　委員会

委員会は各学級より選出された委員と教員により構成される。

１.学級委員会…学年・学級間の活動について企画・調整する。
新役員選出の時は、選出推薦委員会となる。
２.校外委員会…交通子ども会委員・地域行事委員の２つの委員会から成り立ち、校外における児童の交通安全ならびに健やかな生活環境の充実を図り、地域の中での児童の育成にあたる。
３.家庭教育学級委員会
…区からの委託により、児童の健やかな成長のために大人が学ぶ場の企画・運営にあたる。
４.広報委員会
…会員の意識を高めるために会報を中心とする広報活動の計画と実施にあたる。
５.ベルマーク委員会
…ベルマークの回収・集計にあたり学校の教育的環境の充実を図る。
６.遊び場開放運営委員会
…区からの委託により、児童と地域の人々の遊び場を確保するために校庭を開放し地域行事に協力する。

第　18　条　特別委員会

１.特別委員会は総会または代表委員会が必要と認めた時におくことができる。
２.特別委員会はその会の目的と内容に賛同した会員の自主的な参加による。

第６章　　会　　計

第　19　条　本会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。
第　20　条　本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。
第　21　条　会費は月額 190 円 12 ヶ月とする。

第７章　　付　　則

第　22　条　校長はすべての集会に出席して意見をのべることができる。
第　23　条　本会の施行細則は代表委員会で決める。
第　24　条　本規約の改正は代表委員会を経て総会で決める。
第　25　条　本規約は昭和 56 年４月１日より施行する。
第　26　条　本規約は昭和 63 年 10 月 25 日より施行する。
第　27　条　本規約は平成 10 年４月１日より施行する。
第　28　条　本規約は平成 11 年５月 11 日より施行する。
第　29　条　本規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
（現行施行細則：役員・会計監査選出規定：慶弔慰労規定）
第　30　条　本規約は令和４年 4 月 1 日より施行する。

細　　則

役員・会計監査選出規定

1. 役員・会計監査の選出は、規約第 4 章第 12 条にもとづき本規定にする。
2. 学級委員会が候補者推薦委員会となり行う。
3. 候補者推薦委員会は代表委員会で次年度役員承認後、解散する。
4. 役員の選出
   1. 会長決定後、役職指名立候補により、各役員を決定する。なお、会長立候補に付随する場合には、会長と同時に本部役員(副会長、書記、会計)に立候補することができる。この場合、本部役員立候補者は、当該会長が選出された時に限り選出される。立候補なしの場合は、各学級より 1～2 名を推薦し、役職に関しては推薦委員会立会いのもと互選する。
   2. 上記により選出された、次年度役員・会計監査は２月の代表委員会で承認を得る。
   3. 教員の役員・会計監査の選出は学校に一任する。
   4. 役員・会計監査に欠員が生じた時は、代表委員会にて審議し、補充することができる。
   5. 会計監査に関しては、候補者推薦委員会の推薦とする。役員と同時に承認を得る。

本規約は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
付記　　昭和 57 年 11 月 19 日一部改正
本規約は昭和 63 年 10 月 7 日より施行する
付記　　平成 29 年 6 月 5 日一部改正
付記　　平成 30 年 9 月 8 日細則一部改正

慶　弔　慰　労　規　定

本会会員および本校に勤務するものの慶弔慰労費について、基準を次のとおりにする。

教職員会員に関するもの

１．結婚・出産の場合	５，０００円
２．本人死亡の場合	５，０００円
３．配偶者、実父母実子および義父母死亡の場合	５，０００円
４．１ヶ月以上入院の場合	５，０００円

保護者会員、児童に関するもの

１．会員死亡の場合	５，０００円
２．児童死亡の場合	５，０００円
３．児童の１ヶ月以上入院の場合	５，０００円

教職員、保護者会員罹災のとき、その他本規定に定められていない特別の事情のあった場合は役員会で協議決定する。

会員以外の本校に勤務する職員については本規定に準ずるものとする。

本規定は**平成１５年４月１日**より改定施行する。

運営上の留意事項
教職員に関するものは副校長を窓口として役員会に通達する。
保護者会員、児童に関するものは各クラスの担任が窓口となり副校長→ＰＴＡ本部役員→該当のクラスの学級代表委員に通達する。
規定対象者の現金および品物による返礼は受けないものとする。

松原小学校 PTA　個人情報取扱方法

（目的）
第１条　この個人情報取扱方法は、松原小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

（指針）
第２条　本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）
第３条　個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

（利用目的）
第４条　本会では個人情報を次の目的のために利用する。
（１）　会費請求、管理等のための連絡
（２）　文書等の送付
（３）　本会役員・委員・会員名簿等の作成

（個人情報の取得）
第５条　本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA 会長に書面で提出された次の事項とする。
氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項とする。
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

（同意の取り消し）
第６条　１．会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項につて、同意を取り消すことができる。
２．不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

（管理）
第７条　１．個人情報は、本会が適正に管理する。
２．不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（保管）
第８条　個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

（第三者提供の制限）
第９条　本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
（１）法令に基づく場合
（２）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（３）公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
（４）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（第三者提供に係る記録の作成等）
第１０条　個人情報を第三者（第９条第１号から第４号の場合及び都、市役所、区役所を除く）に提供したとは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）　第三者の氏名
（２）　提供年月日
（３）　提供する対象者の氏名
（４）　提供する情報の項目
（５）　対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）
第１１条　第三者（第９条第１号から第４号の場合及び都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
（１）第三者の氏名/住所
（２）第三者が個人情報を取得した経緯
（３）提供を受ける対象者の氏名
（４）提供を受ける情報の項目
（５）　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（秘密保持義務）
第１２条　本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

（情報開示等）
第１３条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）
第１４条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

（苦情の処理）
第１５条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則
本取扱方法は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第 3 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

世田谷区立松原小学校PTA

世田谷区松原5－43－26
TEL（3322）0191・0192